

運転者職場環境良好度認定制度助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、職場環境の改善に向けた取り組みを「見える化」し、求職者のイメージを刷新することにより運転者への就職を促す。

また、更なる改善の取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境で安定的な人材の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の通りとする。

「運転者職場環境良好度認証制度」（以下、職場環境認証制度）を推進する認証機関とは、労働力確保に向けた事業運営を行っている事業者に対して、各種項目を審査・認証している一般財団法人日本海事協会（以下、「海事協会」という。）をいう。

(助成対象)

第3条 協会の会員事業者で、海事協会の行う職場環境認証制度を取得し、労働力確保に向けて積極的に労務改善等に取り組み継続的な向上を目指す事業者とする。

(認証・登録に対する助成)

第4条 協会は、会員事業所から海事協会の職場環境認証制度の認証取得に係わる助成金の申請があった場合は、この要綱により助成の対象となるものに対して初回の認証取得に限り（継続・更新等は対象外）1事業者1事業所に対して予算の範囲内で助成することができる。

(助成金額)

第5条 前条に規定する助成金の交付額は職場環境認証制度における審査・登録費用のうち、登録料の1/2、上限3万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、別に定める職場環境認証制度助成金交付申請書により協会へ申請するものとする。

(事業期間)

第7条 この要綱に定める助成事業は、当該事業年度4月1日から翌年1月31日までとする。但し、予算枠に達した時点で終了とする。

(その他の必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項については、都度協議の上、対応を図ることとする。

(附 則)

第9条 本要綱は、令和3年4月1日から適用する

令和3年4月1日制定